

別添-1

令和6年度
三好市創業セミナー【実践編】
委託業務

特記仕様書

令和6年4月

徳島県三好市

産業観光部商工政策課

第 1 章 総 則

1. (適用)

本特記仕様書は、「令和6年度三好市創業セミナー【実践編】委託業務」（以下「業務」という。）に適用する。

業務の履行にあたっては、本特記仕様書に従う他、別添の「委託業務特記仕様書」（委託契約総則）に基づき実施しなければならない。

2. (定義)

本特記仕様書において、委託者三好市を「甲」、受託者を「乙」という。

3. (目的)

日本では、企業全体に占める中小企業の数「99.7%」、従業員数の割合は「3人に2人」と言われており、三好市にとっても、新しい産業や雇用機会を創出したり、地域経済を活性化したりする中小企業は、まさに地域経済の基盤といえる存在であり、現在世界的な大企業の多くも、もともとは起業・創業から始まっている。

このことから、地域経済の活性化は起業家たちがどれだけ活躍できるかにかかっているといえる。

そこで、創業にチャレンジする人たちの「夢」を具現化する支援策として、三好市創業セミナー【実践編】を開催する。

4. (業務の執行)

業務を実施する上で、問題が発生した場合は、乙は速やかに甲へ連絡し、追って文書にて報告するものとする。また、関係法令等の遵守に努め、適正かつ円滑に努めること。

5. (訂正、補足)

乙は、業務完了後といえども過失又は潰漏等に起因する不良個所が発見された場合は、訂正、補足等の適切な処理を速やかに行い、納入しなければならない。

6. (秘密の保持)

乙は、業務の実施にあたり、知り得た内容・個人情報について、細心の注意をもって取り扱い、他に漏らしてはならない。また、業務で得られた資料及び成果を甲の許可なく、外部に貸与並びに使用させてはならない。

7. (疑義)

本特記仕様書に定める事項及び定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上でこれを定める。

8. (準拠する法令等)

本業務にあたっては、本特記仕様書によるほか次の関係法令等に準拠して行うものとする。

- ・日本国憲法
- ・地方自治法
- ・その他関係法令、通達及び通知

9. (業務内容)

業務内容
<p>◇セミナーカリキュラム</p> <ul style="list-style-type: none">◆事業モデルの構築 ◆「事業計画作成」指導、支援◆「資金計画作成」指導、支援 ◆マーケティング指導、支援◆ターゲットング指導、支援 ◆創業プレゼン <p>上記項目以上の内容を盛り込んだセミナーとすること。</p> <p>期限は令和7年1月31日(金)まで</p> <p>◇最少催行目標人数 8名以上</p> <p>◇創業希望者の掘り起し</p> <p>甲が受講生募集を行うことは勿論のこと、創業希望者掘り起しのため乙においても受講生募集を行うこと。</p> <p>◇成果品</p> <p>成果品として、セミナーに用いた資料を提出すること。</p> <p>なお、成果品についての著作権は作成者に帰属し、甲は成果品を事業実績検証以外の目的で使用しない。</p>

10. (その他)

事業実施にあたっては、有効と考えられるコロナウィルスに対する感染症対策を実施して行うこと。

セミナー実施前及びセミナー開始後であっても新型コロナウイルスの感染拡大状況、感染未然防止の観点から甲乙協議の上、本セミナーの中止、延期をする場合がある。また中止を決定した際の経費精算方法については甲乙協議して決定するものとする。